

別記様式第 11 号(規格A4)(第 65 条、第 71 条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	職 名 氏 名
上記の者は、群馬県環境影響評価条例第45条第1項及び第57条第1項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明する。		
年 月 日発行		
群 馬 県 知 事		印

9 センチメートル

6 センチメートル

(裏)

群馬県環境影響評価条例 (抜すい)

(立入調査等)

第45条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所若しくは対象事業を実施している区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法対象事業についての立入調査等)

第57条 知事は、事後調査等に関し、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法対象事業者の事務所若しくは法対象事業を実施している区域に立ち入り、法対象事業の実施状況を検査させ、又は法対象事業の環境影響評価その他の手続の実施の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。